

(1) 鹿児島市再犯防止推進計画の状況等について

1 計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がないことなどから、社会復帰に向けた支援を十分に受けられずに、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。

再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、犯罪や非行をした人を孤立させずに、社会復帰を支援していくことが必要です。

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、平成28(2016)年に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、平成29(2017)年12月に再犯防止推進計画を策定しました。

同法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、県は、平成31(2019)年3月に鹿児島県再犯防止推進計画を策定しました。

本章(第5期鹿児島市地域福祉計画 第6章 再犯防止推進計画)を同法に基づく計画として位置づけ、県再犯防止推進計画に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、犯罪や非行をした人の社会復帰に関する施策の推進を図ることとします。

なお、再犯防止推進計画の対象者は、同法第2条第1項で定める犯罪をした者等とします。

再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋)

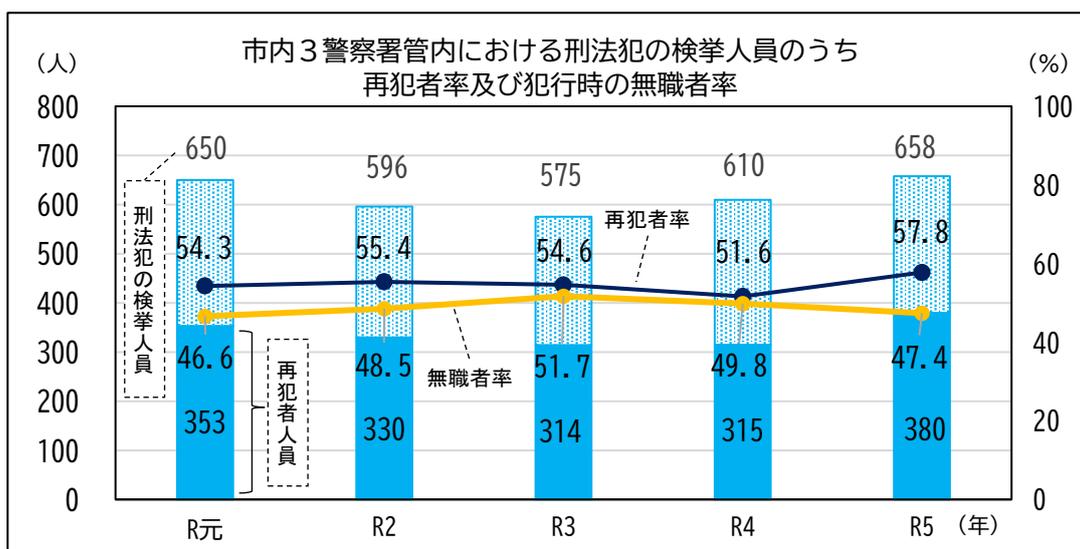
(定義)

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 本市の現状

市内3警察署管内における刑法犯の検挙人員(犯行時年齢が20歳以上の者)は、概ね600人程度で推移しており、令和3年以降は上昇傾向にあります。そのうち再犯者率は5割を超える状況が続いています。令和5年の再犯者率は57.8%であり、全国平均の47.0%及び鹿児島県平均の49.8%を大きく上回っています。

また、刑法犯の犯行時の無職者の割合については、令和3年には5割を上回るなど、5割前後を推移しています。



(法務省矯正局提供データを基に鹿児島市作成)
 ※市内3警察署(中央・西・南)管内における合計であり、本市域分とは一致しない。
 ※刑法犯の検挙人員は犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。
 ※無職者率は学生・生徒等を除いた割合。

3 課題

国及び県の再犯防止推進計画を踏まえた本市の課題は次のとおりです。

- (1) 国・県・民間団体等との連携強化
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (4) 非行の防止と、学習支援等の実施
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

国の第二次再犯防止推進計画(令和5年度～9年度)(抜粋)

■重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

第2次鹿児島県再犯防止推進計画(令和6年度～10年度)(抜粋)

■重点課題

- 1 国・市町村・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

4 市区町村の役割の明確化

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日法務省策定）において、国・都道府県・市区町村の役割が明確化されました。

Ⅲ 今後取り組んでいく施策

第6 地域による包摂を推進するための取組

2. 地方公共団体との連携強化等

(1) 国と地方公共団体の役割

③ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

(2) 具体的施策

① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

ア 市区町村による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進

法務省は、市区町村が、犯罪をした者等の個々のニーズに応じた伴走型支援を実施するなどして、上記の役割を十全に果たすことができるよう、都道府県とも連携しつつ、市区町村と刑事司法関係機関との連携体制を構築し、犯罪をした者等が必要な行政サービスを受けられるための市区町村に対するつなぎや情報の提供、行政サービスにつながった後の助言等の必要な支援を行う。また、市区町村に対し、行政サービスの提供に当たっては、重層的支援体制整備事業における相談支援や支援会議、基幹相談支援センターによる相談等の活用が考えられることを周知する。

さらに、矯正施設が所在する市区町村等と連携協力し、再犯防止にも地方創生にも資する取組を一層推進する。

国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、鹿児島県も令和6年3月に第2次鹿児島県再犯防止推進計画を策定しました。

第4章 今後取り組んでいく施策の方向性と概要

1 国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組

(1) 国・市町村・民間団体等との連携強化

今後は保護観察や更生緊急保護の期間を終えた者等の再犯防止及び改善更生に取り組むことも重要であり、また、国の第二次計画においても「国，地方公共団体，民間協力者等の連携を一層強化していく必要がある」という課題が確認されていることから、関係機関・団体等が相互に連携した支援を一層推進していく必要があります。

